

## 和泉市物品購入等指名業者選定要綱（平成26年7月9日制定）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、市が発注する物品購入、製造の請負又は業務委託（以下「物品購入等」という。）の入札参加者の選定（以下「業者の選定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （選定方法）

第2条 業者の選定については、和泉市入札参加資格審査を経て有効な入札参加資格を有する者（以下「登録業者」という。）のうち、次条の規定により適確性を有すると判定された業者の中から、和泉市中小企業振興条例（平成26年和泉市条例第2号）に基づき、原則として市内業者（和泉市内に本店又は本社を置く登録業者をいう。）を優先し選定するものとする。ただし、競争性の確保が困難な場合等、必要に応じて準市内業者（和泉市内に支店又は営業所を置く登録業者をいう。）、市外業者（市内業者及び準市内業者以外の登録業者をいう。）の順に選定するものとする。

### （適確性の判定）

第3条 業者の選定について、適確性を判定しようとするときは、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- （1）入札参加資格申請書の業者カードに記載された希望種目等
- （2）不誠実な行為の有無
- （3）経営及び信用の状況
- （4）官公庁等における契約実績
- （5）地理的要件
- （6）専門性及び技術的適性
- （7）許認可等の有無
- （8）和泉市入札参加資格有資格業者指名停止要綱（平成17年4月28日制定）による指名停止（指名回避）措置期間中又は和泉市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年6月1日制定）による入札等除外措置期間中の有無

### （選定業者の数）

第4条 入札参加者を指名するに当たっては、予定価格に応じて、次の表の左欄に掲げる業務ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に定める数を指名するものとする。ただし、特別の理由があるもの若しくは緊急を要するものについては、この限りでない。

区分	予定価格	指名業者数
物品購入	500万円以下	なるべく3者以上
	1,000万円以下	なるべく4者以上
	1,000万円超	なるべく5者以上
製造の請負又は 業務委託	50万円以下	なるべく2者以上
	300万円以下	なるべく3者以上
	300万円超	なるべく4者以上
	1,000万円超	なるべく5者以上

(選定方法の特例)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条及び第3条の規定によらないことができる。

- (1) 特殊な技術又は経験を必要とする場合
- (2) 登録業者から選定することができない場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合

(入札保証金等免除の判断)

第6条 和泉市財務規則(昭和39年和泉市規則第12号)第90条第2号及び第3号並びに第104条第3号及び第4号の規定の適用については、登録業者から選定された者にあつては、和泉市入札参加資格審査にあたって営業実績等の審査及び適確性の判定をもって同条の規定に基づく入札保証金及び契約保証金を免除することができる。

附 則

この訓令は、平成26年7月9日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年1月7日)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。